

## 鳥取市中心市街地活性化事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市中心市街地活性化事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取市中心市街地活性化基本計画（平成30年3月23日内閣総理大臣認定）に基づく中心市街地の区域（以下「中心市街地」という。）の賑わい創出と集客力の向上に資するイベントを実施する事業に対し補助することにより、本市の中心市街地の活性化を図ることを目的として交付する。

### (補助事業者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、鳥取市民又は鳥取市に主たる事務所を有する団体等とする。

### (補助事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第1欄に掲げる事業とし、補助事業者自らが、中心市街地区域内において、中心市街地全体の活性化及び集客力の向上に資するイベントを行う事業とする。ただし、営利を目的としないものに限る。

### (補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。なお、補助事業者が消費税の課税事業者である場合、補助対象経費には仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税額を乗じて得た金額の合計額をいう。）を含めないものとする。

- (1) 謝金
- (2) 旅費
- (3) 会場借上料
- (4) 会場整備費等物件費
- (5) 雑役務費
- (6) 広告宣伝費
- (7) 消耗品費
- (8) 委託費
- (9) その他市長が必要と認める経費

### (補助金の算定)

第6条 本補助金は、補助対象経費から当該事業に係る本補助金以外の収入を除いた額に別表第2欄に定める率を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、別表第3欄に定める額を限度とする。

### (承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額  
(着手届を要しない場合)

第8条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から14日を経過する日又は本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成19年4月20日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行し、改正後の鳥取市中心市街地活性化事業補助金交付要綱の規定は、平成21年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、改正後の鳥取市中心市街地活性化事業補助金交付要綱の規定は、平成22年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年5月10日から施行し、平成23年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月5日から施行し、平成24年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の補助事業から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の補助事業から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

(駅前太平線イベント開催支援事業補助金交付要綱の廃止)

3 駅前太平線イベント開催支援事業補助金交付要綱(平成25年5月1日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行し、平成30年度の補助事業から適用する。

別表（第4条、第6条関係）

1 補助事業	2 補助率	3 限度額
中心市街地活性化イベント支援事業（市道駅前太平線のみで開催される事業は除く。）	2／3（市長が特に認める補助事業にあつては、4／5）	40万円（市長が特に認める補助事業にあつては、60万円）
市道駅前太平線賑わい空間活用事業	2／3（市長が特に認める補助事業並びに新鳥取駅前地区商店街振興組合が補助事業者の場合にあつては、4／5）	20万円（市長が特に認める補助事業並びに新鳥取駅前地区商店街振興組合が補助事業者の場合にあつては、60万円）